


地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正の概要

背景

- 人口減少、少子高齢化が加速度的に進展  特に地方のバスなどの運輸事業の経営悪化が深刻化
 - 民間バスの約7割、鉄道事業者の約8割が赤字
 - 公共交通による輸送人員は、1990年と2010年の比較で、バスは35%減、地方鉄道は25%減
 - 過去5年で8,160kmのバス路線、105kmの鉄道路線が廃止
- 人口減少社会において地域の活力の維持・強化を図るためには、コンパクトシティの取組みと連携して、諸機能が集約したコンパクトな拠点どうし、あるいは拠点と居住エリアを結ぶ地域公共交通ネットワークを再構築することが重要



方向性（交通政策基本法の具体化）

民間事業者の事業運営にともすれば任せきりであった従来の枠組みからの脱却

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って ・関係者の合意の下で ・まちづくりと一体で | } | <p>持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを再構築（複数路線の整理・統合による利便性の向上、乗換ターミナル整備、運賃見直し等）</p> |
|--|---|--|

改正法の概要

（1）地方公共団体が先頭に立って地域公共交通網を再構築する制度

- 地域公共交通網形成計画（基本計画）、地域公共交通再編実施計画（事業計画）を、地方公共団体が事業者等と協議、合意の上で策定。
- コンパクトシティの実現に向けた取組との連携、地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成を、地域の関係者が一体で促進。

（2）国土交通大臣の認定により、地方公共団体の計画の実現を全面的に支援する制度

- 全国でケーススタディを実施し、モデルとなるプロジェクトを、計画段階から国も支援して形成（地域公共交通確保維持改善事業（306億円）の内数）。
- 上記のほか、計画の実現に必要な車両購入や施設整備に対し重点的に国が支援。
- 計画の実効性を担保するための特例制度（道路運送法の許認可等の特例等の関係法令の規制緩和、計画の維持を困難とするような行為の防止、事業が実施されない場合の勧告・命令等）